

「滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金」の手続きについて

1. 交付申請に係る書類 <様式第1号と第2号を以下により提出してください>

(1) 様式第1号

- ① 「その他知事が必要と認める書類」については、車両検査証や車両台帳等車両の証明ができるものを申請台数分提出してください。また、どの車両が他府県にまたがるものか、専らコミュニティバスの運行に供しているものかわかるようにしてください。

(2) 様式第2号

①新型コロナウイルス感染拡大防止対策

- ア 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに支出した物品購入費や抗菌消毒作業費等について記載してください。

②運行の維持

- ア 「R1年度実績」と「R2年度見込み」が同じ計上方法、表記であれば、どのような記載の仕方でも構いません。

- イ 「令和2年度運行維持に係る経費」については、令和2年4月1日から令和2年7月31日までの間でかかった運行の維持に要する人件費や燃料油脂費、修繕費、施設使用料、道路使用料等を記載してください。

なお、同期間において、滋賀県バス運行対策費補助金および滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金を受ける路線の運行維持に係る経費は除いてください。

- ウ 「運行実績（1日当たりの運行本数等）」については、1日あたりの運行本数・稼働台数を記載してください。

- エ 「利用状況（乗車人数等）」については、ひと月の乗車人数・実車回数を記載してください。

- オ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に要した経費および運行維持に要した経費について、当該補助金以外に国や市町へ補助金を申請した（する予定）場合は、その申請額を「①②に係る国庫・市町補助金申請対象（見込）額」へ記載し、当該補助対象経費から差し引いてください。

③補助基準額

- ア 基準額ごとにわけて記載してください。またそれぞれの基準額が何を示しているか括弧書き等で記載してください。

④補助額

- ア 補助対象経費か補助基準額のどちらか低いほうを記載してください。

2. 実績報告に係る書類 <様式第4号と第5号について、交付申請に準じて「実績」を提出してください>

3. 交付申請と実績報告を同時に行う場合

交付申請時において、すでに補助事業が完了している場合は、交付申請と実績報告を同時に行うことができます。（7月末までに、すでに事業者全体で基準額を上回る補助対象経費を支出している場合）

この場合、県への書類提出は一度だけとなりますが、基準額に満たない場合であっても、追加申請できませんので、ご注意ください。

様式第7号と第5号を1. および2. の例にならって作成・提出してください。

4. 概算払を複数回請求したい場合

事業の進捗に合わせて、補助金の概算請求することが出来ます。この場合、それぞれの支払時期に分けて記載してください。また、内訳がわかる場合は、経費ごとの請求金額を記載してください。

<注意>

補助事業に係る帳簿および証拠書類を事業完了後 5 年間必ず保存してください。(必要がある場合には、内容の確認を行う場合があります。)